

## 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：城陽市長、城陽市議会議長、城陽市選挙管理委員会委員長、城陽市代表監査委員、城陽市教育長、  
城陽市公平委員会委員長、城陽市農業委員会会長、城陽市消防長、城陽市公営企業管理者

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	82.1	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	79.7	%
全職員	50.7	%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
部局長・次長相当職	-	%
課長相当職	95.4	%
課長補佐相当職	97.9	%
係長相当職	97.5	%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	85.2	%
31～35年	95.0	%
26～30年	93.3	%
21～25年	90.7	%
16～20年	83.8	%
11～15年	83.3	%
6～10年	85.3	%
1～5年	81.0	%

### 【説明欄】

- ・「部局長・次長相当職」区分には女性の職員がいないため。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の職員数は、過当たりの所定勤務時間を、常勤職員の所定勤務時間（38.75時間/週）で除して、所定勤務日数（21日/月）で掛けた数値が10日以下の場合は、1/2人とカウントしている。
- ・扶養手当については、男性受給者が多くなっている。令和5年3月末時点で、男性への支給割合は93.6%
- ・女性職員の23.4%は任期の定めのない職員、76.6%は任期の定めのない常勤職員以外の職員である。  
男性職員の75.4%は任期の定めのない職員、24.6%は任期の定めのない常勤職員以外の職員である。  
⇒全職員については、女性職員のうち、任期の定めのない常勤職員以外の職員が占める割合が高いことが影響している。
- ・勤続5年以下の任期の定めのない常勤職員のうち、前職歴を有する等で現在の職位が主任級以上の者の割合が、女性が22%に対して、男性が41%と高く、同じ勤続年数でも前職歴が加味された男性の方が女性よりも給与水準が高くなっている

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。